

令和 3 年

大和市議会第 4 回定例会議案書

目 次

ページ

議案第 58号	大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 59号	大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第 60号	大和州市税条例の一部を改正する条例について	5
議案第 61号	大和市手数料条例の一部を改正する条例について	9
議案第 62号	大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	15
議案第 63号	大和市都市公園条例の一部を改正する条例について	19
議案第 64号	工事請負契約の締結について	21
議案第 65号	工事請負契約の締結について	22
議案第 66号	工事請負契約の締結について	23
議案第 67号	工事請負契約の締結について	24
議案第 68号	工事請負契約の締結について	25
議案第 69号	工事請負契約の締結について	26
議案第70号から議案第89号まで	指定管理者の指定について	27
議案第90号から議案第111号まで	指定管理者の指定について	29
議案第112号	市道路線の認定について (以下、議案第119号まで別冊のとおり。)	
議案第113号	市道路線の認定について	
議案第114号	市道路線の認定について	
議案第115号	市道路線の認定について	
議案第116号	市道路線の認定について	
議案第117号	市道路線の認定について	
議案第118号	令和3年度大和市一般会計補正予算(第7号)	
議案第119号	令和3年度大和市一般会計補正予算(第8号)	

議案第58号

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、市議会議員及び市長等常勤の特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定したい必要による。

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年大和町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の200」に改める。

第2条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の200」を「100分の207.5」に改める。

(大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例(昭和37年大和市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の200」に改める。

第4条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の200」を「100分の207.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 59 号

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、人事院勧告に準じ、本市職員の期末手当の支給割合を改定したい必要による。

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年大和市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第60号

大和市市税条例の一部を改正する条例について

大和市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第12項第2号中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り」を削り、同項第3号中「この号及び次号」を「この項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り」を削り、同項第4号中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り」を削り、同項に次の4号を加える。

- (5) 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (6) 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (7) 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第3号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(8) 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第4号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第13項第3号を削り、同項第4号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 法附則第15条第46項 6分の1

附則第13項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。
別表期間の欄中「令和3年12月31日」を「令和8年12月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(軽自動車税に係る経過措置)

2 改正後の大和州市税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(固定資産税に係る経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年

度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 次に掲げる施設又は機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(1) 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設

(2) 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この号において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この号において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この号において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この号において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この号において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）

議案第61号

大和市手数料条例の一部を改正する条例について

大和市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）が公布されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料等の改定等を行いたい必要による。

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号を次のように改める。

1	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（次号に該当する場合を除く。）</p>	<p>(1) (2)に該当する場合以外の場合</p>	<p>ア 一戸建ての住宅を新築する場合 45,000円 イ 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 110,000円 (イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 170,000円 (ロ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 340,000円 (ハ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 600,000円 (ニ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,000,000円 (ホ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 1,900,000円 (ヘ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 2,700,000円 (ト) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 3,400,000円 ウ 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 68,000円 エ 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 160,000円 (イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅</p>
---	---	----------------------------	--

			<p>等 260,000円</p> <p>(ウ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 510,000円</p> <p>(エ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 910,000円</p> <p>(オ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,600,000円</p> <p>(カ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 2,900,000円</p> <p>(キ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 4,100,000円</p> <p>(ク) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 5,000,000円</p>
		<p>(2) 法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項</p>	<p>ア 一戸建ての住宅を新築する場合 8,000円</p> <p>イ 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 15,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 26,000円</p> <p>(ウ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 41,000円</p> <p>(エ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 71,000円</p> <p>(オ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 120,000円</p> <p>(カ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 190,000円</p> <p>(キ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 240,000円</p>

		に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けた場合	(ク) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 260,000円 ウ 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 12,000円 エ 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 23,000円 (イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 40,000円 (ロ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 61,000円 (ハ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 110,000円 (ニ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 170,000円 (ホ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 290,000円 (ヘ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 360,000円 (コ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 400,000円
--	--	--	--

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第2号中「第3項」を「第5項」に、「建築物の総戸数に応じ前号(1)、(2)又は(3)」を「前号(1)又は(2)」に改め、「を、当該住戸のうち同時に当該申出をする住戸の合計数（以下この表において「同時申出住戸数」という。）で除して得た額」を削り、同表第3号中「建築物の総戸数に応じ第1号(1)、(2)又は(3)に定める額を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定を受けた住戸の合計数（以下この表において「既認定住戸数」という。）で除して得た額」を「第1号(1)又は(2)に定める額」に改め、同

表第4号中「建築物の総戸数に応じ第1号(1)、(2)又は(3)に定める額を既認定住戸数で除して得た額」を「第1号(1)又は(2)に定める額」に改め、「を同時申出住戸数で除して得た額」を削り、同表に次の1号を加える。

7	法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例に係る許可申請手数料		160,000円
---	---------------------------------	--	----------

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

議案第62号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第15条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額して得た額とする。

第24条中「前条」を「前条第1項」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第2項中「同条」を「同項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の見出し、第4条の見出し、第5条の見出し及び第15条第1項の改正規定並びに第23条の改正規定（同条各号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める部分及び同条に1項を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の大和市国民健

康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第63号

大和市都市公園条例の一部を改正する条例について

大和市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、引地台温水プールの供用時間を暫定的に変更したい必要による。

大和都市公園条例の一部を改正する条例

大和都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（引地台温水プールの供用時間に関する暫定措置）

- 2 第38条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項第2号イ中「午後8時」とあるのは「午後6時」とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第64号

工事請負契約の締結について

やまと公園休憩所新築工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 藤沢市大庭5221番地の13
ミヤマ建設株式会社
代表取締役 端山正明
- 3 契約金額 231,000,000円
- 4 工事場所 大和市中央一丁目5番
やまと公園

令和3年11月25日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

やまと公園休憩所新築工事（建築）を施工したい必要による。

議案第65号

工事請負契約の締結について

つきみ野学習センター大規模改修工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市南区新川町5丁目28番地
株式会社小俣組
代表取締役 小 俣 務
- 3 契約金額 241,780,000円
- 4 工事場所 大和市つきみ野五丁目3番地5
大和市つきみ野学習センター

令和3年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

つきみ野学習センター大規模改修工事（建築）を施工したい必要による。

議案第66号

工事請負契約の締結について

つきみ野学習センター大規模改修工事（機械設備）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市林間一丁目4番20号 第一映光ビル202
株式会社TASUKUPLANNING
代表取締役 飯野 貴之
- 3 契約金額 174,735,000円
- 4 工事場所 大和市つきみ野五丁目3番地5
大和市つきみ野学習センター

令和3年11月25日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

つきみ野学習センター大規模改修工事（機械設備）を施工したい必要による。

議案第67号

工事請負契約の締結について

市立北大和小学校体育館建替工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 厚木市栄町一丁目2番2号
株式会社小島組
代表取締役 小島正也
- 3 契約金額 478,764,000円
- 4 工事場所 大和市下鶴間685番地
大和市立北大和小学校

令和3年11月25日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

市立北大和小学校体育館建替工事（建築）を施工したい必要による。

議案第68号

工事請負契約の締結について

市立引地台中学校大規模復旧防音・改修工事（電気設備）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市深見3919番地8
橋本電気工事株式会社
代表取締役 橋本吉宣
- 3 契約金額 238,150,000円
- 4 工事場所 大和市柳橋四丁目5050番地
大和市立引地台中学校

令和3年11月25日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

市立引地台中学校大規模復旧防音・改修工事（電気設備）を施工したい必要による。

議案第69号

工事請負契約の締結について

市立引地台中学校大規模復旧防音・改修工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市中区南仲通3丁目31番地
株式会社渡辺組
代表取締役 渡 邊 一 郎
- 3 契約金額 853,215,000円
- 4 工事場所 大和市柳橋四丁目5050番地
大和市立引地台中学校

令和3年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

市立引地台中学校大規模復旧防音・改修工事（建築）を施工したい必要による。

議案第70号から議案第89号まで

指定管理者の指定について

大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）別表第1に規定するコミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

1 施設の名称及び指定管理者の名称

議案番号	施設の名称	指定管理者の名称
議案第70号	大和市コミュニティセンター公所会館	大和市コミュニティセンター公所会館管理運営委員会
議案第71号	大和市コミュニティセンター中央林間会館	大和市コミュニティセンター中央林間会館管理運営委員会
議案第72号	大和市コミュニティセンター緑野会館	大和市コミュニティセンター緑野会館管理運営委員会
議案第73号	大和市コミュニティセンター下鶴間会館	大和市コミュニティセンター下鶴間会館管理運営委員会
議案第74号	大和市コミュニティセンター南林間会館	大和市コミュニティセンター南林間会館管理運営委員会
議案第75号	大和市コミュニティセンター鶴間会館	大和市コミュニティセンター鶴間会館管理運営委員会
議案第76号	大和市コミュニティセンター西鶴間会館	大和市コミュニティセンター西鶴間会館管理運営委員会
議案第77号	大和市コミュニティセンター深見北会館	大和市コミュニティセンター深見北会館管理運営委員会
議案第78号	大和市コミュニティセンター上草柳会館	大和市コミュニティセンター上草柳会館管理運営委員会
議案第79号	大和市コミュニティセンター深見中会館	大和市コミュニティセンター深見中会館管理運営委員会
議案第80号	大和市コミュニティセンター桜森会館	大和市コミュニティセンター桜森会館管理運営委員会
議案第81号	大和市コミュニティセンター草柳会館	大和市コミュニティセンター草柳会館管理運営委員会
議案第82号	大和市コミュニティセンター深見南会館	大和市コミュニティセンター深見南会館管理運営委員会
議案第83号	大和市コミュニティセンター下草柳会館	大和市コミュニティセンター下草柳会館管理運営委員会
議案第84号	大和市コミュニティセンター柳橋会館	大和市コミュニティセンター柳橋会館管理運営委員会
議案第85号	大和市コミュニティセンター桜丘会館	大和市コミュニティセンター桜丘会館管理運営委員会

議案第86号	大和市コミュニティセンター 福田会館	大和市コミュニティセンター 福田会館管理運営委員会
議案第87号	大和市コミュニティセンター 上和田会館	大和市コミュニティセンター 上和田会館管理運営委員会
議案第88号	大和市コミュニティセンター 下福田会館	大和市コミュニティセンター 下福田会館管理運営委員会
議案第89号	大和市コミュニティセンター 下和田会館	大和市コミュニティセンター 下和田会館管理運営委員会

2 指 定 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
令和3年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

コミュニティセンターの指定管理者を指定したい必要による。

議案第90号から議案第111号まで

指定管理者の指定について

大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）別表に規定する児童館の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

1 施設の名称及び指定管理者の名称

議案番号	施設の名称	指定管理者の名称
議案第 90号	大和市公所児童館	大和市コミュニティセンター公所会館管理運営委員会
議案第 91号	大和市中心林間児童館	大和市コミュニティセンター中央林間会館管理運営委員会
議案第 92号	大和市緑野児童館	大和市コミュニティセンター緑野会館管理運営委員会
議案第 93号	大和市下鶴間児童館	大和市コミュニティセンター下鶴間会館管理運営委員会
議案第 94号	大和市南林間児童館	大和市コミュニティセンター南林間会館管理運営委員会
議案第 95号	大和市鶴間児童館	大和市コミュニティセンター鶴間会館管理運営委員会
議案第 96号	大和市西鶴間児童館	大和市コミュニティセンター西鶴間会館管理運営委員会
議案第 97号	大和市上草柳児童館	大和市コミュニティセンター上草柳会館管理運営委員会
議案第 98号	大和市子安児童館	大和市子安児童館管理運営委員会
議案第 99号	大和市深見北児童館	大和市コミュニティセンター深見北会館管理運営委員会
議案第100号	大和市深見中児童館	大和市コミュニティセンター深見中会館管理運営委員会
議案第101号	大和市桜森児童館	大和市コミュニティセンター桜森会館管理運営委員会
議案第102号	大和市草柳児童館	大和市コミュニティセンター草柳会館管理運営委員会
議案第103号	大和市深見南児童館	大和市コミュニティセンター深見南会館管理運営委員会
議案第104号	大和市下草柳児童館	大和市コミュニティセンター下草柳会館管理運営委員会
議案第105号	大和市柳橋児童館	大和市コミュニティセンター柳橋会館管理運営委員会

議案第106号	大和市桜丘児童館	大和市コミュニティセンター 桜丘会館管理運営委員会
議案第107号	大和市福田児童館	大和市コミュニティセンター 福田会館管理運営委員会
議案第108号	大和市上和田西児童館	大和市コミュニティセンター 上和田会館管理運営委員会
議案第109号	大和市上和田東児童館	大和市上和田東児童館管理運 営委員会
議案第110号	大和市下福田児童館	大和市コミュニティセンター 下福田会館管理運営委員会
議案第111号	大和市下和田児童館	大和市コミュニティセンター 下和田会館管理運営委員会

2 指 定 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
令和3年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

児童館の指定管理者を指定したい必要による。

